

提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

令和 6 年 7 月

九都県市首脳会議

令和6年7月

九都県市首脳会議

座 長	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

平成 28 年熊本地震では、被災者生活再建支援の体制強化の必要性など、全国的に共通する防災対策の課題が浮き彫りとなった。また、本年 1 月に発生した能登半島地震においても、家屋等の倒壊をはじめ、津波や土砂崩れ、大規模火災により甚大な被害が発生した。我が国の総人口の約 3 割が集中する首都圏において大規模地震が発生した場合は、熊本地震や能登半島地震を超える混乱が予想されることから、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

さらに、自然災害と感染症対策の両立も必要となっている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

記

1 帰宅困難者対策を推進するため、下記の事項に取り組むこと。

(1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようになること。

(2) 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。

① 法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

② 受入れた帰宅困難者のための 3 日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。

③ 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。

④ 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

- (3) 帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。
- (4) 帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

2 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和 6 年能登半島地震等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。
- (2) 罹災証明書は、概ね 1 か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、判定基準の見直しや自己判定方式等の採用など住家の被害程度の判定方法を徹底して簡略化すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表やデジタルツインや AI などの最新技術も活用し、調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。併せて、被災者の円滑な生活再建を促進する観点から、建て替えの可否を判定基準にする等、判定基準の考え方を抜本的に見直すこと。
- (3) マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。
- (4) 罹災証明書の発行手続きの負担を軽減するため、民間保険会社による保険適用において罹災証明書が不要であることの確認および周知徹底すること。
- (5) 被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。

(6) 内閣府は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行をはじめとした被災者支援手続を迅速に行うためのシステムとして、J-LIS の「クラウド型被災者支援システム」の導入を全国的に推奨しているが、提示されている料金体系では、人口の多い指定都市等での導入やデータ連携が困難であるため、全国の自治体が容易に利用できるよう、料金体系の見直し又は財政支援を行うこと。

3 高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

4 富士山等の大規模噴火に備えるため、以下の対策に取り組むこと。

(1) 首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応した基準を設定し、注意報、警報を導入・運用すること。

(2) 降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

(3) 降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、ライフライン事業者等が行う降灰対策に関する対応指針を提示すること。

(4) 仮置き場の指定方法等も含めた大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の除去・処分方法について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、明確な指針を示すこと。また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。さらに、海上投棄に対する柔軟な対応など、広域的な処分方法の具体化を提示すること。

(5) 避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

(6) 大規模降灰時の広域的な国による物資供給のオペレーションを提示すること。

(7) 大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響調査研究及び周知を行うこと。

5 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都県市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川及び利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダムの貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。
- (5) 荒川や利根川、多摩川などの大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を中長期的な見通しに立って事業を進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

6 首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国が発表した首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の

妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。

- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。
- (5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都縣市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。
- (6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。
- (7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

7 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点 SS 等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- (3) 災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

- 8 緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため下記の取組を早急に行うこと。
- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
 - (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。
- 9 災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図ること。
- 10 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域を抱える首都圏の都縣市に対して、地震・津波対策の財政支援等の措置を実施すること。
- 11 マンションにおける防災力の向上のため、以下の事項に取り組むこと。
- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
 - (2) 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう、自治体の意見を十分に聞きながら、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」で示された施策の方向性に沿った取組を推進すること。
 - (3) 管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。
 - (4) エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
 - (5) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。
- 12 ライフライン施設の耐震化などを推進するため、以下の対策に取り組むこと。
- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通

信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。

(2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。

(3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

13 国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する、情報共有を円滑に進めるため、以下の取組みを国主導で早急に行うこと。

(1) 次期総合防災情報システムと自治体の防災情報システムとの接続に必要なデータフォーマット形式を統一するなど、技術的な基準・環境整備を行うこと。

(2) 次期総合防災情報システムへの参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

14 災害時における伝達手段の多様化・立体化を図るため、国主導による非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）の構築を推進すること。